

令和7年9月24日

須坂市議会議長 石合 敬 様

提出者 須坂市議会議員 野崎 天馬

浅野 隆義

久保田克彦

荒井 敏

酒井 和裕

議案第37号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正
動議

上記の修正動議を、下記のとおり地方自治法第 115条の 3 及び須坂市議会会議規則第17条の規定
により提出する。

記

議案第37号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する修正
案

議案第37号 須坂市特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のよう
に修正する。

附則第37項中「令和7年8月1日から令和10年1月23日までの間」を「市長にあっては令和7年
10月1日から令和10年1月23日までの間、副市長にあっては令和7年10月1日から令和10年3月31
日までの間」に、「市長にあっては 100分の50、副市長にあっては 100分の25」を「 100分の50」
に改める。

附則第38項を次のように改める。

38 前項の規定にかかわらず、須坂市特別職の職員等の退職手当に関する条例第3条第3項に規定
する通算期間を有する場合にあっては、同条に規定する算出の基準となる先の特別職職員として

の在職期間に係る退職日給料月額については、別表第1に掲げる額とする。

附則中「令和7年8月1日」を「令和7年10月1日」に改める。

修正理由

- 1 ふるさと納税の収入が見込めず、市長は「財政健全化実行宣言」を発出した。これにより来年度以降市民生活に多大なる影響を及ぼす事態が予測される。

については、市長及び事務方のトップである副市長においては財政健全化宣言を率先垂範し、一層の削減をすべきである。

- 2 以上から、給料月額を市長が100分の50、副市長が100分の25に相当する額を減じて得た額としながら、期末手当及び退職手当に係る算出基準には両者とも影響せず、現行どおりとする改正ではなく、給料月額については、市長、副市長ともに、任期中100分の50に相当する額を減じて得た額とし、かつ、期末手当及び退職手当に係る算出基準についても、市長、副市長ともに減額後の額を適用する。